

平成26年第4回飛騨市議会臨時会議事日程

平成26年8月11日 午後1時30分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第82号	循環型社会形成推進交付金事業飛騨市リサイクル施設建設(建築)工事の請負契約の締結について
第3	議案第83号	財産の取得について(ロータリ除雪車)

平成26年第4回飛騨市議会臨時会議事日程(追加1)

平成26年8月11日

日程番号	議案番号	事 件 名
追加第1	議案第84号	松ヶ瀬清掃工場・旧宮川村廃棄物焼却場解体工事の請負契約の締結について

平成26年第4回飛騨市議会臨時会議事日程(追加2)

平成26年8月11日

日程番号	議案番号	事 件 名
追加第2	議案第84号	松ヶ瀬清掃工場・旧宮川村廃棄物焼却場解体工事の請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第82号	循環型社会形成推進交付金事業飛騨市リサイクル施設建設(建築)工事の請負契約の締結について
日程第3	議案第83号	財産の取得について(ロータリ除雪車)
追加日程第1	議案第84号	松ヶ瀬清掃工場・旧宮川村廃棄物焼却場解体工事の請負契約の締結について
追加日程第2	議案第84号	松ヶ瀬清掃工場・旧宮川村廃棄物焼却場解体工事の請負契約の締結について

○出席議員(17名)

1番	前中	川嶋	文国	博則
2番	田洞	嶋中	清和	安彦
3番	野後	口中	勝和	憲正
4番	福菅	村藤	和武	彦彦
5番	菅内	田沼	明良	郎次
6番	森高	海下	真邦	子子
7番	谷天	原口	充希	子男
8番	葛山	木谷	幸寛	徳文
9番	池山	下田	寛博	文一
10番	籠	山	寛恵	子美
11番				
12番				
13番				
14番				
15番				
16番				
17番				

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井白	上川	久修	則平
副市長	山	川本	修幸	平一
教育長	野	村倉	重孝	昭文
会計管理者	小野	村腰	孝久	徳豊
総務部長	石	上		廣行
財政課長	水	木澤	雅敦	子昌
教育委員会事務局長	柏谷	井瀬	義智	彦光
企画商工観光部長	藤川	之向		秋
環境水道部長	川	上	清	
市民福祉部長				
農林部長				
基盤整備部長				
消防長				
病院管理室長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	東	佐藤
書記	竹原	司香

(開議 午後 1 時 3 0 分)

◆開議

◎議長 (菅沼明彦)

本日の出席議員は全員であります。執行部では農林部長、藤井義昌君が欠席であります。それでは、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長 (菅沼明彦)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 8 1 条の規定により 1 5 番、山下博文君、1 6 番、池田寛一君を指名いたします。

◆日程第 2 議案第 8 2 号 循環型社会形成推進交付金事業飛騨市リサイクル施設建設
(建築) 工事の請負契約の締結について

日程第 3 議案第 8 3 号 財産の取得について (ロータリ除雪車)

◎議長 (菅沼明彦)

日程第 2、議案第 8 2 号、循環型社会形成推進交付金事業飛騨市リサイクル施設建設 (建築) 工事の請負契約の締結について、および日程第 3、議案第 8 3 号、財産の取得について、ロータリ除雪車の 2 案件を、会議規則第 3 5 条の規定により一括して議題といたします。議案第 8 2 号および議案第 8 3 号の 2 案件は、産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長の報告を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり。) ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長 (菅沼明彦)

産業常任委員長、後藤和正君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

[産業常任委員長 後藤和正 登壇]

●産業常任委員長 (後藤和正)

産業常任委員会に付託されました、議案第 8 2 号および議案第 8 3 号の 2 案件につきまして、審査の概要ならびに結果について報告いたします。

去る 8 月 8 日、午後 1 時 3 0 分より委員会室において審査を行いました。

それでは議案第 8 2 号、循環型社会形成推進交付金事業飛騨市リサイクル施設建設 (建築) 工事の請負契約の締結について申し上げます。補足説明では、現在、飛騨市内の河合町と神岡町にあるリサイクル施設を統合し、昨年度取り壊した南吉城クリーンセンター跡地に建設するもので、取扱品目は粗大ごみ、不燃ごみ、資源物等の収集および直接持ち込まれる 1 9 品目を種類別に保管し、資源業者に引き渡す保管施設に加え、可燃性粗大ごみの破砕機およびペットボトル、プラスチック製容器包装の圧縮梱包器を備えた

施設であり、建物は鉄骨平屋建て、延べ面積1,669平方メートル。市内の建築業者8社を対象に、6月9日に入札を執行したが不落となり、設計書を見直して再度7月17日に入札を執行し、7月18日付で仮契約の締結を行っている。工期は、平成27年3月20日まで。落札率は、98.31%であったとの説明がありました。

質疑では、1回目6月9日の不落となった入札の予定価格と入札価格についてと、7月17日に行われた再入札の予定価格の増額変更に対する設計の見直しについて、どのようなところを変更したのかとの質問がありました。答弁では、6月9日、入札執行の予定価格は税抜きで2億3,600万円。予定価格に達していませんでしたので、2回入札を行いました。最低入札金額は2億5,200万円であったことから不落となりました。

そして、設計書の見直しについては、当初不落になったことから、入札参加業者からの工事費の内訳書と設計書の再チェックをし、設計者との協議を行った結果、本体価格、建築工事についてはあまり差異はなかったが、プラント機械設備については大きな差があったので、プラント機械設備の仕様書を変更して再入札を行ったとの説明がありました。

また、指名委員会の構成についての質問と、指名委員会では産業廃棄物最終処分場設置を計画しているすごうテック株式会社に関係する株式会社洞口を、指名業者から外すことは考えなかったのか、市には市民の声が届いていないのかという質問がありました。

答弁では、指名委員会は副市長を委員長として各部長、消防長、室長、合わせて10名であると説明がありました。そして指名業者については、委員から異議はなかった、市民から株式会社洞口に対し、そのような意見は市にきていない。また、考え方としては別会社であり、株式会社洞口はA級ランクで、請負ができる適切な能力のある業者で、多くの市民の反対の声があっても法律に基づいて厳正、適正、公平、透明で入札を執行する中で、指名から外すことはできない。また、すごうテックが県条例で違法なことをしているわけではない、市の方針と合致しない考えの業者は指名しないということは、入札制度の根底を覆すこととなるとの答弁がありました。

自由討議では、この契約自体は何ら瑕疵があるわけではなく問題はないが、市民の大半は産業廃棄物最終処分場設置計画反対の感情から、この件に対し納得ができないとする意見が議員に寄せられているので、議会として洞口社長に産業廃棄物最終処分場設置をやめていただくよう申し入れをすべきという意見がありました。討論はなく、採決の結果、議案第82号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決しました。

次に議案第83号、財産の取得について申し上げます。本案は、ロータリ除雪車1台を取得するものであります。市では除雪機械更新計画を策定し、それに基づき毎年除雪機を更新しています。更新の財源としては、社会資本整備総合交付金事業、除雪事業については3分の2の補助率で対応しています。本案件は、予定価格2,000万円以上

の財産取得となること、また、今年度交付金事業の交付決定が5月30日でしたので、今回の議決案件として上程するものであり、仮契約の締結は7月14日。落札率は79.2%であったとの説明がありました。

質疑、自由討議、討論はなく、全会一致で原案とおりの可決すべきものとして報告することに決しました。以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 後藤和正 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上で報告が終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

これで質疑を終結し、これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

なしと認め、これで自由討議を終結いたします。これより討論を行います。議案第82号、循環型社会形成推進交付金事業飛騨市リサイクル施設建設（建築）工事の請負契約の締結について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。反対討論を行います。17番、籠山恵美子君。

〔17番 籠山恵美子 登壇〕

○17番（籠山恵美子）

議案第82号、循環型社会形成推進交付金事業飛騨市リサイクル施設建設（建築）工事の請負契約の締結について、賛成できませんので反対の理由を述べたいと思います。

この臨時議会の初日に、私もいくつか質問をいたしました。その後委員会付託になりまして、委員会でも長い論議がされました。まず、大前提として執行部の答弁を聞いておきまして、論点がずれているなどたいへん思いましたのは、まず入札制度というものはそもそも一般競争入札が大原則であります。そして指名競争入札をする場合には、いくつかの理由が成り立つときに業者を選定することができるというのが法律です。

ところが、この議案第82号のリサイクル施設の建設計画の請負契約についての入札制度に当たりまして、縷々いろいろ論議されたわけですが、その中で執行部の思いというものが見えてきましたけれども、その大前提についての執行部の理由というのが見えません。ただ、何ら問題がないと。社会通念上も問題がない。先ほど委員長の報告にありましたように、市の方針と合致しないということで指名しないということは入札制度の根幹にかかわると。だからそういうことはできない。ということを繰り返しておりました。

私は、基本的にこういう入札制度に当たりまして、一般競争入札でやるべきものを指名競争入札でいくつかの業者を選定する、というところで、市が高度な政治判断が必要

であつたらうと思つています。それができなかつたということが、入り口の所で大きな誤りであつたと思つています。

この間、臨時議会が始まりまして今日まで、いくつかの市民の声が私のところにも入りました。日に日にやはり市民の不安感というのが、不信感というのが募つています。それは、市民の方々が行政のこういう仕組みについて、詳しく知つているわけではありません。ですけれども、感覚的に、それからこれまで生活してきたこの飛騨市のやり方、それから道義上の問題、そういうことで今の飛騨市の、このやろうとしていることは大変おかしいと、こういうことを感じているわけです。私は、その市民の方々の大変不審に思つているという思いの中にあるのが、それをきちんと議会がひもといて、「ここはだからおかしいんだ」、「ここはそうではない」、そのことをきちんと論議して執行部とやり合つて、また執行部には素直に間違いは間違い、あるいは政治判断ができなかつたことはできなかつたことときちんと認めて、先に進むべきだと思つています。

指名競争入札という形でやる以上、しかも飛騨市の場合は、この工事を請け負うだけの資格のある業者は8社いるということです。ですが、選定するのは7社以上。ですから、1社外すことは可能であります。飛騨市が、この今飛騨市の中で起きている大変な産廃問題の市民全体が抱えている不安感、これから将来どうするんだということに対する心配、そういうものをきちんと受け止めて、高度な政治判断をするならば、私は今回のような請負契約の議案が出るということにはならなかつたと思つています。

社会通念上問題がないと副市長はおっしゃいましたけれども、何を言つているんだと私は思つています。社会通念上大変な問題を起こしたから、大変な市民運動、そして市長が取り下げまで要請するという、市民の世論に押されてそういうことまでしたんだと思つています。また議会も、やはり市民のそういう世論を受け止めて、知事に対して意見書を出し、また、決議も挙げています。飛騨市全体で心配をしている、このこれからの将来の飛騨市の町のあり方。どうやって自然を守るんだ、どういう自然を後世の若い人たちに委ねていくんだと、それが大変な論議になつて、その焦点になつている産廃問題、それについて市民の声に耳を貸さない業者。その業者を指名するというこのことが、道義上、それから社会通念上問題がないなどというのは、市民だったら誰もそんなことを思わないと思つています。ここが大変市民の声に鈍感であり、また、市民のそういう思いに立脚していない市の政治判断の甘さだと私は思つています。

入札制度そのものは、例えば談合があつた、あるいは何かしらの不正があつた、なかつたということは、入札の指名停止をするかどうかの判断でありまして、今回この請負契約に当たっては、指名を停止するかどうかを論議しているのではありません。入口のところで、飛騨市がなぜ指名をしてきたのかということです。委員会の論議を聞いておりました。田中委員が市の方針と合致しないという、合致するから指名するんだらうということをおつておりましたけれども、そのとおりです。そういうところできちんと政治判断をして、今、飛騨市にとって、飛騨市民にとって何が求められているのか、何を

することが大事なのか、将来に向けて大事なのか、それをきちんと判断して、私はこの業者を指名しないことが一番良い選択の方法であったと思っています。そういうことができなかつたということについて、議員は監査委員ではありませんから、それが法律上正しかった、正しくなかつただけで判断するわけではありません。市の政治姿勢がどうであるか、そのことについて判断をし、また市民の立場に立って論じていく、そういうものだと思いますので、とても賛成することはできません。

また、このことについては市民の方からも大変大きな不安と、それから危惧の声が寄せられています。議会の議員も、それから行政も、これからの若い人たちにどういう飛騨市を渡していくんだと。今の状態で本当に若い人たちに顔向けができるのかと、こういうことを心配しております。私たちはきちんと襟を正して、本当に将来を見据えた大所高所に立った判断をすべきだと思っています。そういう意味で正しい政治判断ができなかつた、その結果、こういう請負契約の議案を上程したということですので、私はそういう市の姿勢に対して反対をしたいと思います。以上です。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

賛成討論の通告はありませんので、これで討論を終結し、これより採決を行います。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（菅沼明彦）

賛成者多数であります。よって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。議案第83号、財産の取得について、ロータリ除雪車については、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決を行います。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり。〕

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、議案第83号は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。市長から、議案第84号、松ヶ瀬清掃工場・旧宮川村廃棄物焼却場解体工事の請負契約の締結について、が提出されました。本案は、緊急を要しますので緊急事件と認め、この際日程に追加し、追加日程第1として審議することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり。〕

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、議案第84号、松ヶ瀬清掃工場・旧宮川村廃棄物焼却場解体工事の請負契約の締結については緊急事件と認め、日程に追加し、追加日程第

1として審議することに決定いたしました。

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

資料配布のため、暫時休憩します。

（ 休憩 午後1時50分 再開 午後1時52分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

休憩を解き、会議を再開します。

◆追加日程第1 議案第84号 松ヶ瀬清掃工場・旧宮川村廃棄物焼却場解体工事の請負契約の締結について

◎議長（菅沼明彦）

追加日程第1、議案第84号、松ヶ瀬清掃工場・旧宮川村廃棄物焼却場解体工事の請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

それでは、ただ今追加日程させていただきました議案について、提案理由の説明を述べさせていただきます。

議案第84号、松ヶ瀬清掃工場・旧宮川村廃棄物焼却場解体工事の請負契約の締結につきましては、平成26年8月6日入札に付した結果、落札いたしましたので、飛騨市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。以上をもちまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

これで提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただ今議題となっております議案第84号につきましては、産業常任委員会に付託いたします。

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで、委員会審査および審査報告を求めるため、しばらく休憩いたします。再開は午後3時の予定です。なお、委員会審査終了後、議会運営委員会を予定しています。討論のある方は、議会運営委員会の開会までに発言通告書によりお願いいたします。

（ 休憩 午後1時55分 再開 午後3時00分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

休憩を解き、会議を再開いたします。付託しておりました議案第84号について、産業常任委員長から審査報告が提出されました。お諮りいたします。議案第84号は、緊急を要しますので、この際日程に追加し、追加日程第2として審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、議案第84号を日程に追加し、追加日程第2として審議することに決定いたしました。

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで資料配布のため、暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後3時00分 再開 午後3時02分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

休憩を解き、会議を再開します。

◆追加日程第2 議案第84号 松ヶ瀬清掃工場・旧宮川村廃棄物焼却場解体工事の請負契約の締結について

◎議長（菅沼明彦）

追加日程第2、議案第84号、松ヶ瀬清掃工場・旧宮川村廃棄物焼却場解体工事の請負契約の締結についてを議題とします。委員長から報告を求めます。

〔産業常任委員長 後藤和正 登壇〕

●産業常任委員長（後藤和正）

それでは、産業常任委員会に付託されました議案第84号につきまして、審査の概要ならびに結果について報告いたします。

本日、午後2時より委員会室において審査を行いました。本工事は、両施設ともごみ焼却施設の解体であり、ダイオキシン類対策特別措置法および要綱に基づき、確実に有害物質を除去し解体するものです。解体計画の策定に当たっては、環境省監修の廃棄物焼却炉の解体工事の進め方に基づいて進めたこと。また、入札については、条件付事前審査型一般競争入札により公告を行ったところ、1特定建設工事共同企業体から申し込みがあり、入札参加申請書類の技術審査を含めた事前審査を実施した結果、条件を満たしていたことから8月6日に入札を執行し、同日付で仮契約の締結を行いました。工期は、平成27年6月25日まで。落札率は97.69%であったとの説明がありました。

質疑では、解体工事後の跡地について質問があり、答弁では、宮川については借地であるので持ち主に返還する。松ヶ瀬工場のほうは更地にして、バックホウ、ショベルローダー等の機械の車庫を建設する計画で、現在、埋め立て処分している処分場は、まだ瓶や不燃物の破碎を約十数年間は入れられる容量があるので、満杯までこの状況でいく。将来に向けてのしっかりした検討を行っていくとの説明がありました。

また、今回、事前審査型条件付一般競争入札であるが、条件付とはどのようなことなのかという質問に対し、代表者の資格では総合1,000点以上で、ダイオキシン処理実績があり、過去10年間に1日30トン以上の施設の解体を元請で実施したものである。また、構成員は総合700点以上で、飛騨市内に事務所を持つものとなっているとの説明がありました。

自由討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決しました。以上です。

〔産業常任委員長 後藤和正 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

これで質疑を終結し、これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

自由討議なしと認め、自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長 (菅沼明彦)

ご異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

◆閉会

◎議長 (菅沼明彦)

これで本日の日程は全部終了いたしました。それでは本日の会議を閉じ、7月31日から12日間にわたりました平成26年第4回飛騨市議会臨時会を閉会します。

(閉会 午後3時07分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

菅 沼 明 彦

飛騨市議会議員 (15番)

山 下 博 文

飛騨市議会議員 (16番)

池 田 寛 一